

平成二十一年九月十五日（火曜日）

出席委員（十七名）

委員長	清水	孝夫			
副委員長	吉村	忠男			
委員	鶴賀谷	貴	奈良岡	文英	
	小野	稔	藤林	公正	
	相馬	勝治	平田	博幸	
	工藤	健一	佐々木	政美	
	横山	憲一	横山	哲英	
	野呂	日出男	浅利	直志	
	對馬	光久	古川	次男	
	前田	清			

欠席委員（一名） 齋藤 恵一

説明のため出席した者

町長部局

町長	小田桐	智高
副町長	浅利	一
総務課長選管事務局長併任	三上	治
財政課長	新谷	義昭
税務課長	泉田	裕明
企画課長	小杉	利彦
住民課長	浅利	勇藏
福祉課長	高木	博
農政課長農委事務局長併任	浅利	克
建設課長	兵藤	寿
上下水道課長	根岸	鉄二
会計管理者会計課長兼務	村上	一志
常盤支所長	木村	義治
監査委員	神	忠勝

選 管 委 員 長
教 育 委 員 長
教 育 長
学 務 課 長
生 涯 学 習 課 長
常 盤 文 化 会 館 長
学 校 給 食 セ ン タ ー 所 長
農 委 会 長 職 務 代 理

小 田 桐 旭 雄
鳴 海 諄
館 山 新 一
加 福 哲 三
福 井 勝 彦
笹 森 末 八
對 馬 一 孝
野 呂 廣 志

事務局職員出席者

事 務 局 長
補 佐

奈 良 岡 信 彦
佐 々 木 克 治

審 査 日 程

- 議案第五十九号 平成二十年度藤崎町一般会計歳入歳出決算の認定を求めるの件
- 議案第六十号 平成二十年度藤崎町国民健康保険（事業勘定）特別会計歳入歳出決算の認定を求めるの件
- 議案第六十一号 平成二十年度藤崎町老人保健特別会計歳入歳出決算の認定を求めるの件
- 議案第六十二号 平成二十年度藤崎町後期高齢者医療特別会計歳入歳出決算の認定を求めるの件
- 議案第六十三号 平成二十年度藤崎町介護保険（事業勘定）特別会計歳入歳出決算の認定を求めるの件

本日の会議に付した事件

審査日程のとおり

○委員長（清水孝夫君）

おはようございます。

開会前に、報告事項がありますので、事務局から報告させます。

○事務局長（奈良岡信彦君）

十八番齋藤恵一委員は町内のお葬式がございまして欠席する旨の届出がありましたので、ご報告いたします。

また、農業委員会の工藤会長が所用のため、野呂廣志会長職務代理が出席しておりますことを、ご報告いたします。

以上でございます。

○委員長（清水孝夫君）

ただいまの出席委員数は十七名です。定足数に達しておりますので、ただいまから決算特別委員会を開会いたします。

当特別委員会に付託された案件は、議案第五十九号平成二十年度藤崎町一般会計歳入歳出決算の認定を求めるの件から、議案第六十六号平成二十年度藤崎町下水道事業会計決算の認定を求めるの件までの八件でございます。

議案の説明等のため、理事者及び説明員の出席を求めました。

初日の本日は、議案第五十九号平成二十年度藤崎町一般会計歳入歳出決算の認定を求めるの件から、議案第六十三号平成二十年度藤崎町介護保険（事業勘定）特別会計歳入歳出決算の認定を求めるの件までを審査いたします。

二日目は、議案第六十四号平成二十年度藤崎町水道事業会計決算の認定を求めるの件のほか二件を審査する予定であります。

なお、詳しい審査日程については、お手元に配付しております日程表によりご了承願います。

なお、歳入歳出を一括審査いたします。

それでは、審査日程に従い、議案第五十九号平成二十年度藤崎町一般会計歳入歳出決算の認定を求めるの件を議題といたします。

決算の説明を求めます。会計管理者。

○会計管理者（村上一志君）

議案第五十九号平成二十年度藤崎町一般会計歳入歳出決算についてご説明申し上げます。

それでは、決算書に基づいて、歳入歳出の中で主なものについて申し述べま

す。

決算書の説明は、ページ、款、項、目、節、欄、及び歳入は収入済額欄、歳出は支出済額欄並びに備考欄を中心にご説明申し上げます。

なお、決算書の四百十八ページから四百三十七ページにあります決算説明資料もあわせてご参照ください。

それでは、十五ページをお開きください。

平成二十年度歳入歳出合計は、歳入、支出済額合計は七十五億一千九百三十六万四千五百五十六円、十九ページの歳出、支出済額合計は七十三億三千八百五十万五千五百五十四円であり、歳入歳出差引残額は一億八千八十五万九千二百円となります。このうち、翌年度へ繰り越すべき継続費通次繰越財源として二千九百九十一万一千円、明許費繰越財源として三千四十九万三千四百八十五円を控除し、財政調整基金繰入額九千万円、減債基金繰入額一千万円とし、翌年度へ繰り越す額は残りの二千四十五万四千五百十七円となります。

歳入歳出の詳細な内容は、二十四ページからの決算事項別明細書にありますので、その主なものについて、歳入からご説明いたします。

二十四ページ、歳入、一款町税、収入済額十一億一千九百九十七万一千四百八十円は、調定額十二億三千八百九十四万七千九百五十七円に対し、九〇・四％となり、歳入合計に対しては一四・九％であります。

主なものは、一項町民税の四億四千九百十六万七千九百四十三円で、町税合計に対しては四〇・一％になります。

二項固定資産税五億二千九百六十六万四千百十円は四七・三％、三項軽自動車税三千四百七十七万八千百円は三・一％、四項町たばこ税一億六百九十六万一千三百二十七円は九・六％となります。

二款地方譲与税、収入済額九千三十万円は、歳入合計に対して一・二％となります。

二十六ページ、六款地方消費税交付金、収入済額一億三千七百九十万六千円は、歳入合計に対して一・八％となります。

二十八ページ、九款地方交付税、収入済額三十三億九千七百七十六万七千円は、歳入合計に対して四五・二％で、うち普通交付税は三十一億五百八十六万七千円、特別交付税は二億九千九十万円であります。

十一款分担金及び負担金、収入済額九千九百十三万三千六百三十一円は、歳入合計に対しては一・三％で、各保育所、各保育園の負担金が主なものであります。

三十二ページ、十三款国庫支出金、収入済額四億九千二百九十三万八千九百九十一円は、歳入合計に対して六・六％で、主なものは、一項国庫負担金二億五千二百二十万六千四百五十四円で、主に一目民生費国庫負担金一節障害者福祉費負担金の九千三百六十一万六千二百二十四円は、介護訓練等給付費負担金八千七百七十九万三千九百七十二円などの負担金が主であり、三節児童福祉費負担金一億四百六十五万五千五十五円は、保育所運営費であります。

三十四ページ、二項国庫補助金二億三千四百七十二万八千五百円の主なものは、一目民生費国庫補助金二千四十万七千円であり、主に二節次世代育成支援対策交付金七百六十万五千円は、少子化対策に対する交付金であり、また、三目教育費国庫補助金一億六千八百四十二万四千円の主なものは、四節小学校建設費補助金一億二百七十二万四千円と五節給食センター建設費補助金六千五百六万六千円の安全・安心な学校づくり交付金であります。

三十六ページ、十四款県支出金、収入済額四億六千八百七十三万五千七百二十九円は、歳入合計に対しては六・二％で、主なものは、一項県負担金の二億七百三十五万七千四百四十五円で、主に一目民生費県負担金三節国民健康保険整備費負担金四千七百五十四万四千四百六十七円は、保険基盤安定負担金であり、五節児童福祉費負担金五千二百三十二万七千五百二十七円は、保育所運営費であります。

また、二項県補助金二億二千七百五十八万三千七百五十二円の主なものは、一目総務費県補助金七千三百三十万円で、合併支援特別交付金七千三百三十万円などであり、三十八ページの四目の農林水産業費県補助金一億七百七十七万九千二十四円の主なものは、一節農業費補助金で、青森園芸産地育成総合整備事業費補助金の二百三十四万三千円、冬の農業産地拡大施設整備事業費補助金四百六十一万三千円及び強い農業づくり交付金九千三十万五千円などあります。

四十二ページ、十七款繰入金収入済額二億二千百四十六万四千七百五十一円は、歳入に対しては二・九％で、主なものは、二項基金繰入金二億円で、内容は一目財政調整基金繰入金一億六千万円、二目減債基金繰入金二千万円、三目公共施設等整備基金繰入金の二千万円であります。

十八款繰越金は二千三百五十九万四千八百四十六円で、歳入合計に対しては〇・三％であります。

十九款諸収入の収入済額は、二億三千七百七十二万五千八百四十四円で、歳入合計に対しては三・二％であり、主なものは、三項貸付金元利収入一億百五十三万六千円で、内容は一目地域総合整備基金貸付金元利収入六千百五十三万

六千円、二項藤崎診療所貸付金収入四千万円であります。

また、五項雑入一億三千三百三十四万一千三百九十六円の主なものは、四十六ページ、三目雑入一億三千二百二十六万六千九百二十二円で、一節競輪交付金の二千七百万円、三節雑入一億四百六十二万三百二十二円で、主に原子燃料サイクル事業推進特別対策事業補助金二千六百八十四万三千円や藤崎病院過年度分未収金五千三百五十四万四千五百三十四円などであります。

なお、その他雑入八百三十七万一千三百三十一円の内訳については、既に配付しております平成二十年度雑入予備費充用に関する資料をご参照ください。

二十款町債、収入済額十一億百七十万円は、歳入合計に対して一四・七％であり、一項町債一目総務債二億九百万円は、合併特例事業債でまちづくり振興基金造成事業であります。

四十八ページ、三目土木債三千百六十万円は、一節町道整備事業債七百六十万円の町道整備事業及び二節合併特例事業債七百六十万円の柏木堰地区町融雪溝整備事業であります。五目教育債は、四億七千六百二十万円で、学校給食施設整備事業と藤崎小学校改築事業であります。

また、六目退職手当債は六千四百万円、七目臨時財政対策債は二億五千九百七十万円であります。

以上、歳入合計収入済額は、七十五億一千九百三十六万四千五百五十六円となります。

引き続き、歳出について申し上げます。

五十四ページ、一款議会費、支出済額九千六百三十三万二千三百八十九円は、歳出合計に対して一・三％で、主なものは一項一目議会費一節報酬四千七百五万二千円などの経常的なものであります。

二款総務費、支出済額十三億六千四十万六千二十二円は、歳出合計に対して一八・五％で、主なものは一項総務管理費十一億九千二百五十三万八千三百四十一円で、五十六ページの主に一目一般管理費の五億五千二百四十六万九千五百九十九円は、二節給料一億六千八万一千六百十六円などの経常的な支出及び五十八ページ、十九節負担金補助及び交付金二億四千百十六万八千九百十七円で、職員退職手当組合負担金二億三千百四十万二千四百八円などが主なものであります。二目財政管理費四億七百二十七万七千四百二十六円の主なものは、六十ページ、二十五節積立金四億三百三十八万五千円で、主に財政調整基金積立金一億八千四十万八千円、及びまちづくり振興基金積立金二億二千二百四十二万七千円などの積立金であります。

四目財産管理費五千七百七十万八千五百七十七円の主なものは、六十二ページの十三節委託料一千五百二十九万八千七百八十六円で、清掃業務委託料四百十五万八千円、及び庁舎警備業務委託料三百五十七万八千四百円などでありま

す。六十六ページ、八目電子計算費六千七百六十万二千三百三十八円の主なものは、十三節委託料五千七百三十三万三千百五十円で、総合行政システム保守業務委託料一千九百九十八万三千六百円、及び公的年金、住民税特別徴収システム改修委託料一千百八十一万二千五百円などでありま

す。六十八ページ、十目支所費六千六百二十四万二千二百四十六円は、二節給料三千百二十七万六千六百八十円などの経常的な支出が主なものでありま

す。七十二ページ、二項徴税費一億一千六百六十一万三千二百九十八円の主なものは、一目税務総務費二節給料四千五百七十二万四千五十三円などの経常的な支出、及び七十四ページ、十三節委託料四百五十九万九千八百九十七円で、新藤崎町固定資産システム統合整備業務委託料百六十九万七千六百九十七円など

でありま

す。同じく七十四ページの三項戸籍住民登録費四千六百七十八万五千九百五十五円は、一目二節給料二千百六十九万五千九百十六円などの経常的な支出が主なものでありま

す。八十二ページ、三款民生費、支出済額十七億一千三百九十五万九千四百六円は、歳出合計に対して二三・四％で、主なものは、一項社会福祉費九億八千九百十二万三千十六円で、一目社会福祉総務費一億三千六百四十万五千五百二十五円は、二節給料二千九十六万九千百円の経常的な支出などであり、また、十九節負担金補助及び交付金の八千二百三十九万五千八百七十三円は、南黒地方福祉事務組合負担金二千三十二万一千円、及び八十五ページの藤崎町社会福祉協議会補助金三千八百九十四万一千円などが主なものでありま

す。八十八ページ、四目障害者福祉費一億九千六百七十一万二千九百八十三円は、主に二十節扶助費一億八千四百八十五万一千百七十七円で、介護・訓練等給付費一億六千七百二十万四千百二十二円、及び自立支援医療給付費一千百七十九万九千八百六十七円などが主なものでありま

す。九十二ページ、八目国民健康保険整備費一億三千三百四十二万一千九百七十

出金で、現年度分介護給付費繰出金一億七千八百二十八万四千二百七十円及び職員給与費等繰出金七千三百二十万七千七百五十八円の繰出金であります。

また、十目後期高齢者医療整備費一億八千六百八万八千五百八円は、二十八節繰出金で療養給付費繰出金一億二千四百七十七万二千七百五十八円、及び保険基盤安定繰出金三千八百八十六万三千九百三十八円の繰出金であります。二項児童福祉費七億二千四百八十三万六千三百九十円の主なものは、九十四ページ、二目児童措置費四億三千六百十四万九千六百六十四円で、主に二十節扶助費四億一千七百一万五千六百六十円で、児童手当被用者小学校修了前特例給付四千八百九十六万五千円などの児童手当関連及びふじ保育園運営費七千五百五十三万二百十円、ときわ保育園運営費一億五十三万八千七百八十円など、各保育園の運営費であります。

また、九十六ページ、四目藤崎保育所費は、一億一千九百五十三万二千九百六十一円、及び九十八ページ、五目西中野目保育所費は五千九百七十四万六千七百七十五円、百ページ、六目小畑保育所費は五千四十三万一千七百七十二円となっております。

百四ページ、四款衛生費、支出済額五億二千二百八十一万六千九百十二円は、歳出合計に対して七・一％であり、一項保健衛生費三億一千百五万七千七百五十円の主なものは、百八ページ、三目予防費六千七百二十六万二千八十円で、主に十三節委託料六千二百八十一万九千三百六十円は医療個別検診委託料四千二百十万四千六百三十九円などが主なものであります。

百十二ページ、八目環境衛生費三千二百二十一万六千七百八十三円の主なものは、十七節公有財産購入費三千百十一万二千四百二円で、町営墓地購入費であります。

同じく百十二ページ、二項清掃費二億一千百七十五万九千六百六十二円の主なものは、一目清掃総務費の百十四ページ、十九節負担金補助及び交付金の一億六千四百十万二千円で、弘前地区環境整備事務組合負担金八千五百六十八万五千円、及び黒石地区清掃施設組合負担金七千八百四十一万七千円であります。

五款労働費、支出済額は十万七千四十円であります。

百十六ページ、六款農林水産業費の支出済額四億七千六百十九万六千五百九十一円は、歳出合計に対して六・五％で、主なものは、一項農業費の百十八ページ、二目農業総務費五千九百七十三万二千三百二円で、主に二節給料三千二百八十二万六千七百九十八円などの経常的なものであります。

百二十ページ、三目農業振興費一億四千百四万七千二百九十二円の主なもの

は、十九節負担金補助及び交付金の一億三千八百十五万一千五百十五円であり、主に百二十二ページの冬の農業産地拡大施設整備事業費補助金六百十四万九千円、及び強い農業づくり事業費補助金九千二十六万五千円、果樹緊急防除対策事業費補助金二千五百四十三万八千円などが主なものであります。

同じく百二十二ページ、五目農地費六千三十二万九千百六十円の主なものは、百二十四ページの十九節負担金補助及び交付金五千六百十三万八百七十七円で、主に国営浅瀬石川土地改良事業費負担金一千六十九万八千円、及び西若松地区農道舗装整備事業ほか一件、一千三百万六千三百九十五円、及び農地・水・環境保全向上対策交付金一千九百三十四万一千五十円などが主なものであります。六目農業集落排水事業費一億六千八百八十二万九千円の主なものは、十九節負担金補助及び交付金で、農業集落排水事業会計の補助金であります。

百二十六ページ、七款商工費、支出済額一千六十八万五千六百十八円は、歳出合計に対して〇・一％であり、主なものは、一項二目商工振興費一千八万七千六百三十四円で、主に百二十八ページ、十九節負担金補助及び交付金九百三十七万七千六百三十四円は、町商工会補助金六百万円などが主なものであります。

八款土木費、支出済額四億百六十六万五千百二円は、歳出合計に対しては五・五％で、主なものは、百三十ページ、二項道路橋梁費一億五千二百四十七万五千九百十二円で、主に一目道路維持費三千四百二十三万四千三百十一円、及び百三十二ページ、二目道路新設改良費七千八百二十一万七千二百五十三円であり、主に百三十四ページ、十五節工事請負費五千九百十万三百円は、町道等整備費であります。

また、三目除雪事業費は四千二万四千三百四十八円であります。

同じく百三十四ページ、三項都市計画費一億五千八百三十六万三千七百六十九円の主なものは、百三十六ページ、二目下水道事業費一億五千五百九万九千円で、十九節負担金補助及び交付金の下水道事業会計への補助金などであります。

百三十八ページ、九款消防費、支出済額二億四千八百三十一万二千二百二十二円は、歳出合計に対しては三・四％であり、主なものは、一項消防費一日常備消防費十九節負担金補助及び交付金二億八百四万三千円は、弘前地区消防事務組合負担金であります。

また、百四十ページ、三目消防施設費一千七十八万九千三百五十八円の主なものは、十八節備品購入費一千二十五万八千五百円は、小型動力ポンプ付積載

車購入費であります。

同じく百四十ページの十款教育費、支出済額十二億五千三百六十万九千三百四十三円は、歳出合計に対しては一七・一％で、一項教育総務費四億三千八百五十四万九千七百十六円の主なものは、百四十六ページ、三目給食センター建設費三億一千九十八万五千九百十四円で、主に十五節工事請負費二億七千百十三万四千百五十円で、（仮称）藤崎町学校給食センター新築工事費二億三千六百四十六万円などが主なものであります。

百四十八ページ、二項小学校費五億五百三十八万二千七百八十円は、主に百五十六ページの四目藤崎小学校建設費三億九千三百四十六万四千四百八円で、十五節工事請負費の校舎改築工事費三億五千五百五十四万円などが主なものであります。

百六十二ページ、四項社会教育費二億三千五百四十六万九千四百三十七円の主なものは、一目社会教育総務費の一億二千六百八十三万九千五百六十三円、百六十八ページ、四目保健体育費三千四十七万四千二百六十二円、百七十ページ、五目文化センター管理運営費三千八百四万三百円、百七十四ページ、六目ふれあいずーむ館管理運営費一千五百六十九万六千六百三十一円などでありま

す。

百七十八ページ、十二款公債費、支出済額十二億五千四百四十一万四千九百九円は、歳出合計に対して一七・一％であります。

一項公債費一目元金十億四千九百五十万三百三十七円は、主に財務省へ二億九千四百五十五万六千四十二円、青森銀行へ一億六千七百五十三万二千元など、合わせて十三機関への償還金であります。二目利子二億四百九十一万四千五百七十二円は、同じく財務省へ六千六百二十一万七千三百十円、また青森銀行へ三千五百七万九千九百四十九円などで、合わせて十三機関への利払いであります。

百八十ページ、十三款予備費支出欄のマイナス二千百五万五千八百三十二円の内訳は、先ほども説明申し上げました平成二十年度年雑入予備費充用等に関する資料をご参照ください。

以上、歳出合計、支出済額は七十三億三千八百五十万五千五百五十四円となります。

以上で平成二十年度藤崎町一般会計歳入歳出の説明を終了いたします。

○委員長（清水孝夫君）

決算の説明が終わりましたので、質疑を行います。質疑者はページ数を読

み上げてから質疑を願います。これから質疑を行います。浅利委員。

○浅利直志委員

百二十三ページの強い農業に九千二十六万円支出しているんですけども、具体的にどういう事業に強い農業を作るための支出としてやったんでしょうか。

○委員長（清水孝夫君）

農政課長。

○農政課長（浅利 克君）

お答えいたします。

強い農業づくり事業費補助金九千二十六万五千円の内訳ですけれども、JA津軽みらい常盤支店のニンニク氷温貯蔵施設四千八百八十五万六千五百円、それと藤崎営農組合水稻用のトラクター二台、大豆用トラクター二台、マルヤマハイクリブーム薬剤散布器二台ほか、一億四千七十万円のそれぞれ消費税を除いた二分の一国庫の補助金ということでございます。

以上でございます。

○委員長（清水孝夫君）

浅利委員

○浅利直志委員

ニンニクの生産者の要望でもあったんでしょうけれども、この氷温冷蔵施設といますか、どういう効果を上げるといようなのが主なる目的なんでしょうか。

○委員長（清水孝夫君）

農政課長。

○農政課長（浅利 克君）

氷温貯蔵施設というのは、主にニンニクに対してマイナス二度のプラスマイナスの範囲内を非常に狭くする、非常に一定のマイナス二度前後でやるということで、長期保存、従来の貯蔵庫よりもかなり長期な保存ができるということで、それによって良品質、それからある程度の価格維持することができるものでございます。

以上でございます。

○委員長（清水孝夫君）

ほかに質疑はありませんか。奈良岡委員。

○奈良岡文英委員

百二十一ページの農業振興費の十三節委託料の県りんご産業基幹成年養成委

託料三十五万七千円について、二、三伺いたいと思います。

この事業の主な概要はどのようになっていますか。

○委員長（清水孝夫君）

農政課長。

○農政課長（浅利 克君）

お答えいたします。

りんご産業基幹青年養成委託料三十五万七千円ですけれども、これは当町りんご産業の発展に寄与できる人材の育成、これを目指すものでございます。養成期間として二十年度と二十一年度の二カ年間ということで、十七万八千五百円の二名分を措置しております。三十五万七千円ということでございます。ただし、これにはある程度年齢の制限がありまして、二十歳から三十五歳まで、それからりんご協会に支会ありますけれども、支会長の推薦を得ること、ということで条件があります。

以上でございます。

○委員長（清水孝夫君）

奈良岡委員。

○奈良岡文英委員

ということは、費用の一人当たりの負担金は幾らぐらい、何%になるんですか。

○委員長（清水孝夫君）

農政課長。

○農政課長（浅利 克君）

一人当たり十七万八千五百円ということで、一〇〇%補助でございます。

以上でございます。

○委員長（清水孝夫君）

奈良岡委員。

○奈良岡文英委員

ということは、これは二人ということで、毎年継続してやっていくのか。

それから、追加の例えば三人目、四人目と認めていくのか、それとも年二人ということで人数制限しているのか伺いたいと思います。

○委員長（清水孝夫君）

農政課長。

○農政課長（浅利 克君）

この二十年度、二十一年度は二人ということでしたけれども、希望があれば、ふやしていくと。先回の分は五人ということで希望の分全部認めています。当町のリンゴ産業を図るということで、希望のある分は、あるいは条件の合う人に対してはすべて認めていくというふうに思っております。

以上でございます。

○委員長（清水孝夫君）

奈良岡委員。

○奈良岡文英委員

こういう農業に携わっていく人材を育成する、そしてまた将来担い手になる人を育てていく事業だろうけれども、こういうのは大いに伸ばして、増額していくべきだと思うんですけども、このりんご基幹青年の募集方法、あるいは町民の方に周知する方法をどのような方法でやっているのかお聞きいたします。

○委員長（清水孝夫君）

農政課長。

○農政課長（浅利 克君）

主に周知方法というのは、りんご協会支会を通して、人材がないかどうかということと、これから今後は広報、お知らせ号を使ってPRしていきたいというふうに思っています。

以上でございます。

○委員長（清水孝夫君）

工藤委員。

○工藤健一委員

歳入の四十四ページの藤崎診療所貸付収入なんですけれども、これは当初五千万円貸し付け、私の記憶ではたしか一年間であったと思ったんですけれども、これは今四千万円の収入になっているんですけれども、もう一千万円は二十一年度に繰り越したわけですか。

○委員長（清水孝夫君）

福祉課長。

○福祉課長（高木 博君）

お答えします。

当初は五千万円の貸し付けということでありましたが、先方から四千万円でいいということで四千万円を貸し付けしたということでございます。

○委員長（清水孝夫君）

工藤委員。

○工藤健一委員

当初五千万円じゃなくて、四千万円だけ貸し付けたということですか。

○委員長（清水孝夫君）

福祉課長。

○福祉課長（高木 博君）

そのとおりです。

○委員長（清水孝夫君）

ほかに質疑はありませんか。浅利委員。

○浅利直志委員

農業のところでお聞きいたします。

百二十一ページの十九節負担金補助及び交付金、食料と農業に関する基本協定代表者会議補助金と。これは会議をやるためだけに百六十五万円も旅費をどう見るのかという問題はあるんでしょうけれども、この百六十五万円の内容というのは一体どういう内容になって百六十五万円という算定、何か毎年ずっと百六十五万円クラスで推移しているんですけれども、算定の基礎といたしますか、内容について明らかにしていただきたい。

○委員長（清水孝夫君）

農政課長。

○農政課長（浅利 克君）

お答えいたします。

食料と農業に関する基本協定代表者会議補助金ですけれども、これは平成十三年五月から基本協定を締結して、現在五者協定ということで、町、それからJA津軽みらい、それからパルシステム東京、パルシステム連合、それから養鶏ということで結んでおります。これは浅利委員のおっしゃる会議の費用はもちろんなんですけれども、例えば、実施しているのが都市と農村との交流事業というのがあります。これに係るもろもろの経費、それから循環型農業の推進というのもあります。具体的には五月三十一日に大豆の播種、それから八月四日大豆草取り、二十五日が大豆の収穫、それから翌年の一月八日みそづくり講習会、二月十四日も藤崎におけるみそづくり講習会と。その他、田植え、稲刈りということも実施しております。このもろもろの費用をひっくるめて計上しているということでございます。

以上でございます。

○委員長（清水孝夫君）

浅利委員。

○浅利直志委員

今の説明を聞くと、代表者会議補助金という名称のつけ方そのものが誤解を招くんじゃないですか。会議をやるというよりも全体の運営をするために大豆のみそづくりをしたり、大豆を播種したり、全体の運営をしていくために必要な全体の予算の中なんでしょう、お聞きいたします。

○委員長（清水孝夫君）

農政課長。

○農政課長（浅利 克君）

この費用は、今の例えば都市と農村との交流事業というような、これはすべて代表者会議で決まります。その代表者五者の一番上、例えば町で言えば町長、それからJA津軽みらいで言えば組合長、あとは理事長とか、組合長が出て全部決めますので、その中で全部決めているということで、こういう扱いをしているところでございます。

以上でございます。

○委員長（清水孝夫君）

浅利委員。

○浅利直志委員

十三年度からですから、七、八年、今年もやっているんでしょうから。いずれにしても、それにふさわしい、会議をやるだけじゃなくて、実際は都市と農村の交流だとか、大豆の植えつけだとか、じゃあ具体的に聞きますけれども、役場は百六十五万円ほど負担しているんですけども、JA津軽みらい、その辺は何ぼぐらい負担しているというふうなことになるんですか。

○委員長（清水孝夫君）

農政課長。

○農政課長（浅利 克君）

お答えいたします。

ちょっと詳しい数字は持っていませんけれども、頭の中の数字で言います。JA津軽みらいは百四十万円ほどでございます。それからパルシステム東京は二百万円弱ということで支出しております。

以上でございます。

○委員長（清水孝夫君）

小田桐町長。

○町長（小田桐智高君）

補足させていただきます。

この食料と農業に関する基本協定代表者会議というものは、旧常盤時代から受け継いできた事業で、るる説明が今あったわけでありまして。今は五者ということで、団体名も先ほど説明されていると思います。その五者の一団体、団体ごとに補助金として出し合いながら、この会議という事業実施団体がそれぞれの事業を展開すると。そのものの一つに先ほど課長から述べられましたその大豆の云々とか、みそを作ったりとか、田を植えたりとか、そういうものを生産者と中央の消費者との交流事業を通しながらこの産地づくりといいますか、産地の魅力を知ってもらおうと。あるいはまた取引してもらおうという事業に結びつく。こういう内容のものであります。浅利直志委員は、もう既にこの会議という名称の中のものは大分詳しくご存じだと思っておりましたけれども、非常に内容が濃く、藤崎町をPRするには、リンゴでも、お米でもニンニク、その他、大豆でも、PRするには非常に効果がありまして、それも言うまでもなくご存じだと思いますけれども、中央の消費者には非常に好評であります。それを五社で今事業を展開しているということでもあります。会議という名称ですけれども、五者で協議会をこさえた、その事業実施団体名だというふうに理解していただければと。それで町も藤崎町としてその一団体として補助をしていると。それでその会議という団体名がそれぞれ事業を展開しているということでもあります。私が上京する際の交通費だけではございませんので、ちょっと誤解を受けるかもわかりませんが、詳しく説明すると補足になったかどうかわかりませんが、そういうことでもありますので、よろしくお願ひします。

○委員長（清水孝夫君）

浅利委員。

○浅利直志委員

五者で実施していると。食料と農業に関する基本協定に基づく活動をですね。これは前にも平田さんだとかも言っていたというふうに思いますけれども、負担金の問題もあるんでしょうけれども、常盤もリンゴもつくっていますけれども、メインが藤崎地域でもあるわけでありまして、その辺、この藤崎の生産団体といいますか、販売団体、JAといいますか、その辺は加えるというようなことは考えていらっしやらないんでしょうか。今後の運営上についてお聞きいたします。

○委員長（清水孝夫君）

小田桐町長。

○町長（小田桐智高君）

先ほどまたちょっとつけ加えるのを忘れてましたけれども、それぞれ五者で補助金を出し合いながらということであります。その金額はうちの方は百六十五万円、農協さんは百四十万円、パルシステムは二百万円弱というような、それぞれ大体それぐらいの百五十万円前後とか、二百万円前後出しているんですけども、そのトータルが大体七、八百万円ぐらいになるんですかね。それでいろいろな事業を展開しているんですけども、その効果額というのが、十九億円ぐらいはじいております。藤崎地区、常盤地区全体で十九億円ぐらいの効果額、いわゆる生産したものを中央に出荷したりとか、そういうふうに非常に効率のいい費用対効果のいい事業展開をしていると思います。

なお、これにさらに同調して、この趣旨に賛同して、協定に加わってくれるそういう生産者団体、消費者団体がいらっしゃるのであれば、協議の上、加入は可能だというふうに私は感じております。

課長の見解はどうだ。

○農政課長（浅利 克君）

同じです。

○委員長（清水孝夫君）

ほかに質疑ありませんか。奈良岡委員。

○奈良岡文英委員

今効果額が十九億円という説明がありましたけれども、それは生協取り扱いの我が町の農産物全体ということですか。

○委員長（清水孝夫君）

農政課長。

○農政課長（浅利 克君）

主に一番多いのがクリーンライス三万三千俵、それと常盤養鶏の卵等でございます。

以上でございます。

○委員長（清水孝夫君）

奈良岡委員。

○奈良岡文英委員

それじゃあこの事業が始まる前と始まってからの取扱量の変遷といたしますか、

効果額というか、金額にすればどのぐらいになるんですか。

○委員長（清水孝夫君）

農政課長。

○農政課長（浅利 克君）

今十九億円ですけれども、その前が十七億円、二億円ずつふえているという形が出ています。

以上でございます。

○委員長（清水孝夫君）

ほかに質疑はありませんか。浅利委員。

○浅利直志委員

今のにもまた関係するんですけれども、生産をしていいものを作るということが大事でありますし、良品物を作るというのを求められているけれども、いずれにしても最近の米価の下落だとか、価格面で、あるいはリンゴが不況だということで、値段が、相場が下がるという問題だとかあるんですけれども、全体、農業振興費の中に町長は「トップセールスやっているんだと。どこさ行ってもリンゴとニンニクだよ」というふうにおっしゃっているんですけれども、販売に使うお金そのものは、見た感じでは極めて少ないなというふうに思うんですけれども、その辺はどういうふうに受けとめていらっしゃるのか、課長でよろしいです。

○委員長（清水孝夫君）

農政課長。

○農政課長（浅利 克君）

直接宣伝とか販売に直結するものかどうかはわかりませんが、今の食料と農業に関する補助金百六十五万円、それから農地費の中にあります農地・水・環境、一千九百万円ありますけれども、これの営農支援分、いわゆるクリーンライス、特別栽培米ということで、営農支援分約六百二十万円、これが宣伝効果というふうに思っています。

以上でございます。

○委員長（清水孝夫君）

ほかに質疑はありませんか。浅利委員。

○浅利直志委員

農地・水・環境の保全事業のことが出ましたので。ページ数は百二十五ページの十九節にかかわることですけれども、一千九百三十四万円のうちの六百二

十万円ほどはクリーンライスにかかわる部分なんだということなんですけれども、私これに関係してちょっとお聞きしたいんですけれども、事業を実施する場合、事業実施というのが例えば保全会なら保全会の単位の例えば徳下なら徳下、福島なら福島、久井名館なら久井名館という単位の保全会が砂利敷きだとか、草刈りだとかやる場合があります。そして、具体的に言えば、水路の補修だとかやる場合があります。そのときに、二万円を超える工事については見積もり合わせを、見積もり徴取をしてくださいよという指導がされているということでもあります。この二万円というのは余りにもそのたびに業者から見積もりをもらわなければならないと。例えば一万円分の生コンというか、一立米分頼むにしても、見積もりをとらなければならないと。どういうふうに使えるか信用がないからこの二万円になっているんですか。役所でももうちょっと裁量の余地があるんじゃないんですか。二万円としている根拠、その辺は農政課の指導だというふうに聞いていますけれども、農政課というのは県の指導だというふうに聞いていますけれども、国の基準なんですか、県の基準なんですか。

○委員長（清水孝夫君）

農政課長。

○農政課長（浅利 克君）

その辺の二万円の縛りというのは、県の協議会から来ております。ただし、その二万円でも花の苗とか、そういうものは除外されておりますので、県の協議会から逐次この二万円の形というのは変わってきております。例えば、先ほど農道の補修とか、水路の補修の問題も出ましたけれども、当初はU字溝とかはだめですよ。新品も扱ってはだめですよという指導から、今後はかなりの理由がつけばこれはU字溝を入れてもいい、設置してもいいという方向に変わっていますので、その辺も二万円の縛りということも今後県の協議会に問い合わせていきたいというふうに思っております。

以上でございます。

○委員長（清水孝夫君）

ほかに質疑はありませんか。浅利委員。

○浅利直志委員

ページ数でいきますと五十九ページですか。その十九節ですね、防災行政無線電波利用負担金が五万九千円、その下の総合防災情報システム負担金七十三万三千円についてお聞きいたしますけれども、これはどこにどういうふうなことで払っているんでしょうか。

○委員長（清水孝夫君）

総務課長。

○総務課長（三上 治君）

これについては、県内市町村、それから消防本部等で防災行政無線ということで、システムを購入してその県に対する負担金でございます。

○委員長（清水孝夫君）

浅利委員。

○浅利直志委員

それ、ちょっと飲み込めないんですけれども、施設を合併特例債を使って整備しましたよね、全町的に、それとは別個に県に七十万円を負担しているということなんですか。県から情報が、何の情報、地震だとか、考えられるのは、地震とか、そういうようなことなんですか。

○委員長（清水孝夫君）

総務課長。

○総務課長（三上 治君）

ここ、機械の配置でございますが、行革室の後ろの方にあるところでございます。そこに置いてある防災の機器の整備費、この負担金でございます。

○委員長（清水孝夫君）

浅利委員。

○浅利直志委員

そうしますと、今聞きますと、地震情報、台風情報、主には大きく地震情報、雨というか、こういう情報が、情報提供者は県で情報を提供しているから県に払う。何かそれもおかしいなという感じがします。県の情報じゃなくて、気象庁の情報が入っているだと思うんですけれども。

○委員長（清水孝夫君）

総務課長。

○総務課長（三上 治君）

前は台風情報とか気象庁の情報が入っていましたが、二十年度まではそういう情報も入っていました。それを見て、台風の進路とかを予測して、防災対策に努めております。

○委員長（清水孝夫君）

浅利委員。

○浅利直志委員

防災行政無線の主なる目的ということで、運用について、関連してお聞きいたします。

この防災行政無線、災害対策に対する業務及び一般行政業務に関して速やかに情報を伝達して、災害を防止していくということが主なるあれなんですけれども、私一つだけ運用について聞きたいんですけれども、私選挙のときにチラシまきをやっていたんですけれども、そのとき時報がお昼と言いますか、旧藤崎地域が十二時なんです。旧常盤の地域が十一時なんです。あれ違うなと思ったんですけれども、何でも「合併して統一さねばまいね統一さねばまいね」と言っているのに、まだずっとこのまま十一時と十二時で、矢沢のあたりだば、何だかわからねという感じするんですけれども、どうしてこのような運用をしていらっしゃるのでしょうか。

○委員長（清水孝夫君）

総務課長。

○総務課長（三上 治君）

これは合併当初利用協議会等で決めて、旧常盤は十一時、旧藤崎は十二時ということで決定しております。

それで、帰り夕方も五時と六時に分かれております。

以上です。

○委員長（清水孝夫君）

ほかに質疑ありませんか。浅利委員。

○浅利直志委員

いろいろ無理くり統一したり、統一しようとしてもできないいきいきまつりだとかって、それはそれなりの歴史があるんですけれども、この時報ぐらい統一してもうやるべき時期じゃないですか、これ。十二時なら十二時、六時なら六時、冬は五時にするんだとか、その中間地点にいる人がちょっと「めぐせ」ってしゃべっている人もありましたけれども、町長の鶴の一声ですぐにできるでしょう、これ、これぐらいは。

○委員長（清水孝夫君）

総務課長。

○総務課長（三上 治君）

これについては、利用協議会等で今後検討してみたいと思います。

以上です。

○委員長（清水孝夫君）

浅利委員。

○浅利直志委員

利用協議会て、本当にそれあるんですか。

○委員長（清水孝夫君）

総務課長。

○総務課長（三上 治君）

この利用協議会については、役場ばかりでなく、農協、商工会等が加入しております。

以上です。

○委員長（清水孝夫君）

鶴賀谷委員。

○鶴賀谷 貴委員

私はもうちょっと大きな意味で質問させていただきます。

各自治体共通の悩み、毎回毎回決算書が出てきますと、徴収の未納額の話になります。現実的に言うと今年度の決算でも約一億一千六百万円余りの未納額があるんだと。当町の場合においては私一般質問でもしましたけれども、徴収対策委員会、そして頑張る事業の中で嘱託の委員を張りつけて今徴収業務に当たっていると、こういった観点の中で本定例会の町長の提案理由にもありましたけれども、前年対比でいくと約〇・六パーセンテージで下がっているんだと。その主な原因を税務課の課長にお聞きしたいと思います。

○委員長（清水孝夫君）

税務課長。

○税務課長（泉田裕明君）

主な原因といたしましては、今世界的な不況、我が国でもその影響が十分来ていますので、その影響で今現在失業者がふえておりますし、社会保険から国保になるとか、そういう関係で、失業すれば、町県民税も未納になります。そういう関係で徴収率が少しずつ下がっていると言うのが現状でございます。

○委員長（清水孝夫君）

鶴賀谷委員。

○鶴賀谷 貴委員

今本当に職をなくしたりとか、給料下がったりとか、そういった関係の中の人たちというのは、非常に多くなってきているというのは、これは現実です。

そこで、当町としてそういった方々の要は相談する体制、この体制はどのよ

うになっているのか、税務課長にお尋ねします。

○委員長（清水孝夫君）

税務課長。

○税務課長（泉田裕明君）

窓口相談、これは毎週水曜日六時半までやっています。そのほか、今年になりまして先月一週間ほど朝九時から夜の七時半まで滞納者に通知いたしまして、三階大会議室で実施しております。

○委員長（清水孝夫君）

鶴賀谷委員。

○鶴賀谷 貴委員

一つお願いがあってこの案件を質問させていただきました。先ほどお話ししたように、そういった人たちというのは非常に気持ちの中でいくと多くの方々が町さ迷惑かけて税金も払わないでという、そういう思いがある方たちが私は多いと思うんです。ですから、そういった人たちの気持ちを配慮していただいて、その相談する場所は、できればいろいろ全体での相談という会場じゃなくて、できれば大きくない、個別の場所でお話しを聞ける体制というのがまず私は必要なのかなと。なかなかそういう「来てください」と言っても、現実なかなか役場にも足を運びたいんだけど、人の目が気になってとか、そういう考える人たちが私は多いと思うんですよ。ですから、そういった配慮もできればしていただきたいなど、このように思っているんですけれども、その点について町長、どうですか。

○委員長（清水孝夫君）

小田桐町長。

○町長（小田桐智高君）

お答えいたします。

何らかの事情があって、それぞれ事情がとおりだと思えます。それで、相談窓口を開設して応じるということでもあります。そしてその場所については、そういうことを気にしなくて、本当に心底相談したいんだという方はそうやっていらっしゃっていただけるわけで、それはそれでいいと思えます。都合あって、なかなか行けないという場合は、こちらから出向いてお話しをお聞きしに行っておりますので、それはこちらに来る方だけの問題じゃなくて、来れない方にはこちらから出向いていっていますので、それでバランスとっていつているんじゃないかなと、こう思っておりますので、今の現状でよからうと思っております。

ます。

以上です。

○委員長（清水孝夫君）

奈良岡委員。

○奈良岡文英委員

滞納対策については、その都度努力していることだろうと思いますけれども、七十五ページについて聞きます。

二十三節の償還金利及び割引料の中の町税還付金というのが一千五百四十九万円ほどありますけれども、これはこういった要因のものでしょうか。

○委員長（清水孝夫君）

税務課長。

○税務課長（泉田裕明君）

お答えいたします。

町税還付金の当初は二百八十六万九千円、これ当初予算に計上しております。九月補正で、一千二百三十七万三千円、これ補正で計上しています。これの中身といたしましては、税源移譲により所得税率が減となり、住民税率が増となっております。平成十九年中に所得が減ったことにより、所得税が課税されなくて、住民税の増税のみを受けた方で、既に納付されている方に還付するという事で補正しております。その対象者が五百九十八名おりました。その方に全部個人は通知しております。それで、平成二十年度におきまして、五百五十名の方が還付済みでございます。補正で、内訳といたしまして、この金額の一千五百四十九万六千六百十五円の決算額の中身といたしまして、この九月に補正しました税源移譲によるものが一千二百九万一千四百十五円、そのほか法人税と固定資産税の還付が三百四十万五千二百円が還付ということでございます。

以上でございます。

○委員長（清水孝夫君）

奈良岡委員。

○奈良岡文英委員

それに伴って、還付加算金というのが発生したということですか。

○委員長（清水孝夫君）

税務課長。

○税務課長（泉田裕明君）

還付加算金はほとんどが法人税の還付でございます。平成二十年度中に十六

件の還付がございまして、法人が十四件の六万八千九百円、固定が二件で三万五千六百円でございました。

以上でございます。

○委員長（清水孝夫君）

奈良岡委員。

○奈良岡文英委員

先ほどの説明で、五百九十八名が対象者で、五百五十名が還付済みと説明がありましたけれども、四十八名の方はまだ還付されていないということですか。

○委員長（清水孝夫君）

税務課長。

○税務課長（泉田裕明君）

お答えします。

そのとおりでございます。まだ平成二十一年度におかれましても、もし申請が来ましたら手続を行うということでございます。

○委員長（清水孝夫君）

奈良岡委員。

○奈良岡文英委員

これは個人がじゃあ申請して初めて還付されるということなんですか。

○委員長（清水孝夫君）

税務課長。

○税務課長（泉田裕明君）

お答えします。

五百九十八名の個人通知の中に申請書が入っていきまして、それで申請してくださいという内容でございます。

以上でございます。

○委員長（清水孝夫君）

浅利委員。

○浅利直志委員

何か今の課長の説明の中で、税源移譲というか、それにかかわって還付しなければならないというようなこともあったんですけれども、その中に固定資産の分が三百四十万円ほどあったんですというような話だったんですけれども、固定資産税の方も町税還付金の中でそれぐらい何件、何人分ぐらいなんですか。

○委員長（清水孝夫君）

税務課長。

○税務課長（泉田裕明君）

お答えします。

先ほど還付加算金の中に固定資産は二件の三万五千六百円ということで説明いたしました。

以上です。

○委員長（清水孝夫君）

平田委員。

○平田博幸委員

私から三点ほど質問したいと思います。

まずは、去年の十月から教育施設、スポプラ、あるいは文化センター、ザーム館等における各団体等の使用料が五割負担という形になりました。今回の決算には出てきませんが、そのことに関連して、生涯学習課長にお尋ねします。

それに伴って、百六十五ページの負担金補助及び交付金の中での子ども会、あるいは婦人会等の補助金、そしてまた百七十一ページの十九区分の負担金のところなんです、町の体協及び各種団体の補助金、おおむねここ数年財政が厳しくて、大幅なカットのところもあるし、現状維持のところもあると思います。私は地域づくり、まちづくりは、そこに住む一人一人の意識向上とか、あるいは各団体のやっぱりふるさとを思う心が一番の根底にあらうかと、そう思っています。

そこで、生涯学習課長にお尋ねしたいのは、負担金を伴う、あるいは補助金のカットで、各団体の資金が今の現状どうなっているか、その辺を単刀直入にお聞きします。

○委員長（清水孝夫君）

常盤文化会館長。

○常盤文化会館長（笹森末八君）

お答えいたします。

使用料は去年の十月から文化センター、あるいはザーム館、文化会館も同じような取り扱いで行って来ましたけれども、使用に当たっては、各サークル、あるいは団体ではそんなに変動が今のところはありません。例年どおり使用されているように思われます。

以上です。

○委員長（清水孝夫君）

平田委員。

○平田博幸委員

そこで、町長にお尋ねします。

町の財政が厳しいから、このような形になったと思います。ただ、義務教育課程、小学校、中学校のスポーツの方は今までどおり免除と。あるいは体育協会でも四月一日から県体の終る日までは今までどおり免除と、そういうような形を敷いています。このことには、前教育長にも大変感謝しなければならないんですが、その士気を落とすような財政厳しくても、そういう考え方が今後もしそういう各団体から声があったら、見直しを図っていただきたい。私はそうと思いますが、町長の考え方を聞きます。

○委員長（清水孝夫君）

小田桐町長。

○町長（小田桐智高君）

お答えいたします。

平田議員はかねてから町民の人づくりということにウエートを置いて、みずからもその一つの団体である体育協会の会長をお務めになっていらっしゃるわけで、折にふれて人づくりは大事だということではそういう負担金の問題にも触れて、何とか負担を少なくして、軽減して補助金は少しアップして、それが体協、藤崎町のいろいろなスポーツをやる人たちの士気にもつながるし、成績アップにもつながると。過去の歴史もある程度予算をかけてあげれば、順位も上るし、そういった実績も私も実感をしております。ここ、去年、一昨年、いろいろな諸般の事情、あえて個別にお話ししなくても藤崎町の財政、非常に窮地に陥った年がありました。去年、一昨年であります。平成二十一年度はおかげさまで、いろいろな活性化事業という名称で、国も地方に配分、これもご説明するまでもありません。これからも政権は変わりましたが、新しい政権にはその継続、あるいはそれ以上の地方に対するその財源になる交付税、交付金、そのものもお願いしたいと、こう考えているのはこの間もお話ししたとおりであります。財政によって、一時町民の皆さんにご負担いただいたことは非常に私の不徳のいたすところでありまして、町民の願いにこたえられなかった年もありましたけれども、来年度以降、来年も含めて、そういう声におこたえすべく、改正、見直し、これは順次行っていきますし、平田議員の体協会長のそういう思いも、教育長、それから担当課と十分協議いたしまして、人づ

くりのために町といたしましては全力を挙げてそのご要望におこたえしていきたいと。ほかの団体もそうであります。ほかの補助団体も同様におこたえしていきたいと、こう思っております。やりますので、私は。

以上です。

○委員長（清水孝夫君）

平田委員。

○平田博幸委員

はっきり「やりますので」ということで、とにかく各種団体は地域づくりの本当の基礎となっておりますので、その辺をひとつよろしくお願いします。

次に、百二十九ページの負担金補助及び交付金、特産品開発支援事業費補助金百五十万円、担当課は農政課でしたか、企画課、それでは企画課長にお尋ねします。

この事業に対する補助金なんですが、いつごろから具体的にどのような形になって、今後どのような形になっていくのか、その辺をお答えいただきたいと思います。

○委員長（清水孝夫君）

企画課長。

○企画課長（小杉利彦君）

お答えいたします。

この補助金につきましては、平成十九年度から三年間ということで補助金を出しております。それで、中身といたしましては、主に紅の夢というリンゴを使いましたジュースですとか、ジャムですとか、それから初年度においてはニンニクとか、その他の特産品を使いました加工品の試験開発を行ってございます。昨年度におきましては、さらに初年度において試作したものを絞り込みまして、製品商品化、販売というふうな方向に向かうためにその絞り込みを行ったところでございます。あわせて、それらの試作品について、初年度、二年目も中央の方にPRとかいたしまして、アンケートとかそういうふうな調査を行って評価をいただいたというか、どういう評価をさせていただいているのか、そういう確認作業とかもしてございます。

今年度は三年目になっておりますけれども、今年度については具体的にまだ県事業としての事業がスタートしておりませんが、方向としては、これからいわゆるその紅の夢、そのリンゴを使ったジュース、ジャム、これを販売に向けて取り扱う事業者さん、そういうふうなところを選定して、実際に販売

に向けて行くというようなところに向かっていく方向になってございます。

以上です。

○委員長（清水孝夫君）

平田委員。

○平田博幸委員

この補助金の私も数万円ぐらい使用して、今年の二月に町の商工会やら、あるいはJAやら、それには農政課長さんもお一緒したと思っていましたけれども、板橋区の大山商店街でしたか、そちらの方に私も落ちないリンゴの社員の一人として参加させていただいたんですが、まだまだ団体そのものが商工会が主体になっていますけれども、発展途上だと思っています、私。商工会の会長も一生懸命やっています、先般町長と東京県人会に五月に行った際に、羽田空港から私に電話来たんですよ。「いつごろ対面販売をやるか」と、「それは十二月でねばまいねべ」と、そういうような話も私電話でやり取りしたんですけれども、やっぱり藤崎の特産物を発信する際は、最低限のお金かかっていきますから、これ十九年度から二十一年度の事業ということでございますけれども、今後もやっぱり中期、長期的な形でこの事業を後方支援しながら、町ももっと積極的に参画していただきたいと、そう思いますので、その点だけ町長にひとつ見解を伺います。

○委員長（清水孝夫君）

小田桐町長。

○町長（小田桐智高君）

お答えいたします。

平田議員も、副議長も、私もその商工会が事業主体となって運営しています藤崎町の物産販売PR作戦、これに参加して、幸運だと思っていました。そういう面で、議員各位にもこの事業をよく知っていただいて、側面からまたバックアップしていただければなど、こう思っていますけれども、これは継続していく必要があるかと私も感じております。商工会会長初め、関係者の皆様方が非常に力の入れようが大きいわけでありまして、実績もとらえています。企画、それから農政、農産物もありますので、赤いリンゴ等々、それから加工ジュースとかありますので、商工、農業、両面での振興策として、やっぱり力を入れていきたいと、こう思っていました。あわせて先ほどの人づくり、それから農業面でも先ほどの奈良岡議員にもお答えしましたけれども、担い手やそういう特殊な技能を育成するためにも、人づくり、農業者の方々にも及んで、私はや

っていますので、やりますので、側面から議員各位もいろいろな意味で応援していただきたいと、こう思っております。

以上です。

○委員長（清水孝夫君）

平田委員。

○平田博幸委員

ひとつ今の話のように今後いろいろお力を発揮していただきたいと、そう思っています。

最後に、二十八ページ、九の地方交付税のところに関連して、財政課長でも会計管理者会計課長でも結構でございますけれども、いよいよ長年続いた自民党、自公政権が明日民主党政権に変わろうとしております。今麻生内閣では、いろいろな形で地方を元気づけるということで、地方交付税の別途に補正予算を組んで、臨時対策交付金やら、雇用対策の交付金やら発揮して、我が町もその財源でいろいろな形で、まずは学校、あるいは体育館の補修とか、文化センターの補修とか、あるいは給食センターの一部建設費の資金とか、いろいろな形で有効に利用して、今行政を進めていると、そう思っております。

そこで、民主党はマニフェストにまずは二万六千円の子ども手当とか、あるいは高速道路の無料化とか、あるいは地方公共工事の見直しとか、いろいろな形で国民には発信しております。そこで、私一番心配なのは、今後この政権が地方をどのように考え、公共事業を今やっている群馬県の八ツ場ダムでも中止というような形でもうそのようなスタンスでいますので、これからの地方に対する不安は町長もあるいは課長の皆さんも我々議会でもその辺感じているとは思っております。その辺を金庫番である財政課長でも会計課長でもコメントあったらひとつお願いしたいと思えます。

○委員長（清水孝夫君）

財政課長。

○財政課長（新谷義昭君）

ただいまのご質問でございますけれども、我々の方に入ってきている情報でいきましても、出てきているものについては、個人を対象といいますか、どちらかというと、生活給付金というふうな名目の方の予算の方が先行しているように思われますけれども、現時点で我々が今平成二十年度、二十一年度予算を策定したときに見ております交付税、譲与税とか、補助金とか、それらのシステマ的なものがこれからどうなっていくのかというふうなことにはまだ情報と

しては入ってきておりません。また、各省庁においては、八月三十一日までに平成二十二年度の予算ということでの概算要求を出しているということにはなっておりますけれども、民主党の方の考え方としては、新しい政権の考え方としては、その概算要求についても今後新たにゼロベースから見直すんだということですので、今後の推移というものを見きわめながら、平成二十二年度の予算をどういうふうにしていくのかということの検討、対応をしてみたいと考えております。

以上です。

○委員長（清水孝夫君）

平田委員。

○平田博幸委員

町長も財源の裏づけ、主なる国、県からの交付税とか、資金とか、非常に頼っているわが町でございますので、それを踏まえて、今後行財政改革、あるいは機構改革等について、町長の決意を伺って、私の質疑を終わります。

○委員長（清水孝夫君）

小田桐町長。

○町長（小田桐智高君）

お答えいたします。

新しい政権ということによって、我々の町はどうなるのか、地方、青森県はどうなるのか、あるいはまた国全体がどうなるかといったところは、まだ未知数なものは確かに私も不安を抱えております。今財政課長が申し上げたように、まだ今のところまだ見通しがきかないところが多々あるんだということの印象を受けております。しかし、多くの国民がこれは圧倒的な支持をもって選んだ政党、あるいはまた今連立も組もうとしておるようであります。そこにはいろいろな考え方の政党も参画するようでありますので、そうそう我々国民を大きな悪い方向に持って行くことを私は期待しないし、また予想もしておりません。むしろ今までの反省を踏まえながら、国民が期待しているところを十分かなえていただけるんじゃないかというふうなイメージでは思っております。日本共産党さんでさえ、建設的な立場で国政に参加していくんだというふうな、その建設的ということは私非常に、数ある党の中でも日本共産党さんの建設的などという、その言葉には非常に記憶に残っております、ああと、いい国になるなど、期待しておる一地方自治体の長であります。

そこで、今藤崎町は、とにかく財源が財政調整基金が四億円前後見通しあり、

また、合併特例債を中心としたまちづくり振興基金、予想通り行くと十一億円の基金が今年いっぱい協議した十一億円、それらも将来の藤崎町の発展にとりましては非常に心強い持っている財源の一つだと思います。また、合併特例債が約二十五億円幾ら、二十五億円ほどの借り入れのできる枠というものがあるようであります。これも非常にこれまでの事業展開で、おっしゃるとおり学校建設、給食センター建設、その他、合併に際しての有効な町の発展のための財源になって使われてきたわけでありまして。約半分まだ残っているということで、いい補助率のある交付金などがあれば、補助金などがあれば、二十五億円がこれ倍の五十億円のマックスで事業もできるわけでありまして、数字的には。二十五億円の三割ほどの負担、要するに七億円あれば五十億円の事業が展開できるということ。それで、その七億円を二十年、三十年という償還にすれば、二、三千万円の負担で学校建設、あるいは給食センターを建設したぐらいの財源をもってこれからまちづくりを進めていけるというふうに、私は財源の見通しはそういうふうに思っています。この辺は職員も議員各位も、町民の方もこの辺、町の財政どうなっているのかということは、十分理解していただきたいと思っております。

さて、町の行財政改革は今第二次行財政改革に入っております。第一次行財政改革の効果については、新聞等でも取り上げておりまして、この近隣の市町村の中でも額にしてお話しすれば、かなり効果が出ているということは平田議員もご承知していただけるんじゃないかと思っております。それも踏まえて、そういう行財政改革というのは、辛抱する、削る、使わない、我慢するといったイメージがあるんですけども、それをこれも進めながら、そしてそこには機構改革とか、さらに職員の人員削減も入っております。ことしも来年も人員が削減される予想で組んでおりますけれども、そういう削減するもの、また一方では、先ほど平田議員からも要望がありましたように、人づくり、まちづくりに関するものにお金をかけるということで、財源の裏づけも私も示しましたけれども、それらの財源をもとに、来年度以降、来年度も含めて、そういう補助金、人づくりも含めて、アップをやっていけるわけです。そういう意味でも私その裏づけの財源を示したつもりなんですけれども、すべてつながっているわけで、最後までお聞きいただければ、今の町の現状と今やっている行財政改革とそれからお金をかけて、人づくりも、ものづくりも、まちづくりもやっていくということの私のこれからの考え方や構想の理解の一助になるのではないかなということで、少し長くなりましたけれども、答弁いたします。

以上です。ご安心ください。

○委員長（清水孝夫君）

奈良岡委員。

○奈良岡文英委員

急に終るかと思って。

今回の決算書の資料の中に雑入の一覧と予備費の充用の一覧というのがありますけれども、より詳しく説明するという点では、一步前進したのかなという感じがしますけれども、雑入について聞きます。

その他雑入一覧と書いている項目の中で、収入額が百万円という単位のものがある箇所があると。それで、決算書の中の雑入の一覧というか、明細の中に二万円とか、過年度児童手当交付金二万円とか、本当の添付資料よりも少ない金額の項目があると。決算書の方に載せている項目の規準とかそういうのはあるんですか。

○委員長（清水孝夫君）

答弁を求めます。

暫時休憩いたします。

休 憩 午前十一時四十 分

再 開 午前十一時四十一分

○委員長（清水孝夫君）

休憩を解いて、会議を再開いたします。

財政課長。

○財政課長（新谷義昭君）

お答えいたします。

今の決算書の方の中に出ているその他の上の方の項目については、ほぼ当初の予算書で計上されている、見込まれている雑入でございまして、多分、その他の雑入の上の過年度、それから過年度児童手当負担金等については、当初の予算で見込みができませんでしたので、新たに出てきた項目ということで出ておりますけれども、当初予算で計上したものの以外のほとんどの内容的にいくと、要するに電話料とか、公有財産の使用についての使用料をいただいているとか、そういうものの集計を雑入ということで見ているということでございます。

以上です。

○委員長（清水孝夫君）

奈良岡委員。

○奈良岡文英委員

当初予算に盛っている項目をそのまま決算書の項目にしているということですが、例えば添付資料の方の広報ふじさきの広告掲載料とか、これは毎年同じように広告を近年は募集していると思います。そういうふうに毎年計算できるような収入項目は載せるべきだと思うんですけども、その点についていかがでしょうか。

○委員長（清水孝夫君）

財政課長。

○財政課長（新谷義昭君）

お答えいたします。

ただいまご指摘の内容については理解できるんですけども、当初予算において、公告収入料、例えば三十万円とか、四十万円とか来るだろうということのでその下限の三十万円程度を盛っておくという手もありますけれども、未確定な数字については、当初予算の方で見ないということで、予算を組んでおりますので、その辺についてはご理解していただきたいと思います。

○委員長（清水孝夫君）

奈良岡委員。

○奈良岡文英委員

収入をより丁寧に説明して、開かれた予算執行ということで町民に理解してもらおうという点から考えれば、当初予算の項目に縛られず、その他雑入の一覧というものをきちんと、ある程度の金額以上のものは載せるべきだと思うんですけども、決算書の方に二万円とかあってあって、この一覧表の方に百万円とか、百十五万円、百十六万円、百十一万円とか、一般常識からいっておかしいと思うんですけども、これはこれでは理解を得られないと思うんですけども、その辺についてはどうお考えですか。

○委員長（清水孝夫君）

財政課長。

○財政課長（新谷義昭君）

お答えいたします。

今までの予算書の組み方ということで、復誦してきて、勉強していないのかということ指摘を受ければ、そのとおりかも知れませんが、今までやってきたものを主にして、予算計上はしております。その他の雑入ということ

で、当初の予算におきましては、一千二百五十万円ほど見ておるわけですが、この内訳としても財政の方としてはある程度の積み上げということでは資料としてはございますが、それをすべて予算の段階で出すということになりますと、それが確定した額ではございませんので、雑入というとらえようのない数字ではないかと言われるかも知れませんが、雑入という形での予算計上と。決算においては、その雑入で予算計上したものに対して、その他の項目として幾らですということで、皆様の方のお手元に配付してある詳細な資料ということで出しているわけございまして、その辺についてのご理解を賜りたいと思います。

以上です。

○委員長（清水孝夫君）

奈良岡委員。

○奈良岡文英委員

別添の資料という形でなく、ページを変えて最後のページに載せるとか、そういう手法もあるかと思えます。

それから、予備費について伺います。

予備費の充用先一覧というのがついてはいますけれども、前々から説明の中では、予備費というのは緊急避難的にとっておいて、災害があった場合とか、緊急時に必要なとき予備費を充用していくんだという説明を受けてきましたけれども、例えば、北常盤駅自由通路作動油等取替工事とか、藤崎病院未払金の不足、あるいは一番下の生涯学習文化会館の暖房機器購入、ほかにもあるかと思えますけれども、こういうのはある程度当初予算から予測できたものではないかと思うんですけれども、例えば北常盤駅の自由通路の作動油等というのは、定期的に点検して交換するべきものではないかと思えます。それから、生涯学習文化会館の暖房機器購入というのも、これはある程度更新時期になっている場合は、取りかえ、買いかえが予測できるものかと思うんですけれども、その点についてはいかがな処理をしたんでしょうか。

○委員長（清水孝夫君）

財政課長。

○財政課長（新谷義昭君）

お答えいたします。

ただいまご指摘のありました例えば自由通路の油の件については、当初それは必要性がないと、まだいいということで見えていなかったものでして、ただ、

現場の方に入った時点で不作動があるというふうなことで緊急に必要なになったものでございますし、病院等については、当初予算で計上している未払金の額については一月、二月の算定でございまして、三月三十一日に病院そのものの会計を締めた時点の後で出てきたものに対応するというので、緊急的に対応しなければいけないということで予備費対応ということになったものでございます。また、文化センターの暖房につきましては、メンテナンスはしておりますけれども、故障したということで、これは職員だけが使うわけではなくて、全館暖房ということにもかかわってきます。貸し館ということにも対応しなければいけませんので、緊急に対応するということで予備費対応となったものでございます。

以上です。

○委員長（清水孝夫君）

奈良岡委員。

○奈良岡文英委員

それじゃあ病院の未払金の不足額が三項目に渡って記載されていますけれども、この内容というか、三行になった理由はどういうことでしょうか。

○委員長（清水孝夫君）

福祉課長。

○福祉課長（高木 博君）

お答えします。

先ほど財政課長が申したように、一月の段階で予算計上しなければならないというのがまず第一点であります。その時点において、確定した未払金が出てこなかったということで、三月末になってわかったというのがございますので、例えば、具体的に申しますとテレビのレンタルの解約料とか、それから、入院病棟の関連、それから内科外来の関係の改修工事なども発生したということと、それから消費税の確定によって不足が生じたもの、それから支払基金の返納分が発生したというなどの理由によって予備費充用をしたということでございます。

○委員長（清水孝夫君）

奈良岡委員。

○奈良岡文英委員

それでは、もう一度伺いますけれども、それではこの予備費を充用するときの基準というか、そういうのはあるんでしょうか。

○委員長（清水孝夫君）

財政課長。

○財政課長（新谷義昭君）

お答えいたします。

予備費の充用の予備費の使い方については、財務規則の中におきまして、それぞれを使うときに伝票において財政課長の決裁を、合議をもってということにはなっておりますけれども、毎年度、前回においてもご説明申し上げたと思うんですけれども、伝票処理だけではなくて、重要性、その必要性のものの理由を全部書いたもので財政課を通して町長までの起案ということで、予備費の充用については了解をいただいております。その了解をいただいた後に伝票起案ということで、予備費を使っております。これこれこういう形でということで、財務規則の中に起案しなさいというふうなことはありませんけれども、各課長さん方の方には財政課の方からそういうお願いをしております、起案をしたもので予備費を使うということで現在進行しております。

以上です。

○委員長（清水孝夫君）

ほかに質疑ありませんか。浅利委員。

○浅利直志委員

さまざまなコンピューターの委託料だとか、さまざま世の中が進めば進むほど余計お金がかかるというような全体的な流れがそうなんだろうから、それに対応していかざるを得ないという側面はあると思うんです。

それで、コンピューターについては従来の東芝を変えていかなければならないという事態も生まれているんですけれども、私が聞くのは、総務課長にも前にも聞いたことあると思うんですけれども、エレベーターの管理、保守点検委託料といいますか。ページ数ですか。六十三ページですね。これは、二十三万九千四百円となっています。これは本庁舎のこのエレベーター一基分の保守点検料ということなんだろうかと、それともこの一基を維持するために年間の保守点検料ということで理解してよろしいんですか。

○委員長（清水孝夫君）

総務課長。

○総務課長（三上 治君）

ここの庁舎の一基分でございます。

○委員長（清水孝夫君）

浅利委員。

○浅利直志委員

本庁舎の分は二十三万円、私見たんですけれども、文化センターの方のエレベーター管理四十五万円ほどだというふうに見たんですけれども、それぐらいでよろしいですか。

○委員長（清水孝夫君）

生涯学習課長。

○生涯学習課長（福井勝彦君）

お答えします。

文化センターのエレベーターの保守業務委託料は浅利議員がおっしゃったように、四十五万三千六百円でございます。

○委員長（清水孝夫君）

浅利委員。

○浅利直志委員

それで、七十一ページのところを見てください。

七十一ページの十三節の委託料ですね。自由通路エレベーター保守点検業務委託料百二十三万円となっています。自由通路の一階から二階というのはこちらが百二十三万円もかかっているわけです。これは前も私取り上げてみたんですけれども、これは何か交渉して、もうちょっと何とかならないものか。文化センターなんか、年間で四十五万円、五十万円ぐらいでやっているわけでしょう。なおかつ利用頻度といえ、自由通路に比べても勝るとも劣らないようなそういう状態なわけですよ。なおかつ、役場に至っては約二十五万円ぐらいで、二十三万円ぐらいで済んでいるわけでしょう。何か交渉、ずっとこれ百二十万円ぐらいでむったど契約が継続されているんですけれども、業者に実例を示して、これぐらいでやれないものでしょうかとか、何か交渉してみた経過はあるんですか。自由通路エレベーター保守点検委託料百二十三万円についてお聞きいたします。

○委員長（清水孝夫君）

企画課長。

○企画課長（小杉利彦君）

お答えいたします。

まず、自由通路のエレベーターについてでございますが、これについてはエレベーター二基でございます。それで、日立ビルシステム東北支社というところ、

これはエレベーターそのものを構築した業者でございますが、そこに保守をお願いしているということでございます。ただ、保守内容につきましては、通常の定期点検とかそういった保守業務とあわせて、このエレベーターにつきましては、二十四時間の遠隔監視ができるようなシステム機能が備わってございまして、二十四時間の監視を行っている。その監視につきましては保守業者の管制センターの方で遠隔により監視していると。何か異常があればそちらの方に信号が送られるような、そういう仕組みになってございます。したがって、まずは役場、あるいは文化センター等のエレベーターの持っている機能とか、台数、その辺の違いがまずあるということをご理解いただきたいと思います。以上です。

保守料の金額につきましてはもう少し安くないものかということでは業者さんの方には話はしておりますが、十八、十九、二十年度と同額の状況でございます。これからも安くないかの交渉は努めていきたいと、そう考えております。

以上です。

○委員長（清水孝夫君）

小田桐町長。

○町長（小田桐智高君）

短く答弁を済ませます。

皆さんご記憶、もうお忘れかと思えますけれども、エレベーター、あるいはエスカレーター、これによる全国的な事故というのが多発した時期がありまして、このエレベーターやエスカレーターで絶対事故があってはならないという思いでやっております。したがって、保守点検については、少し金をかけてでもしっかり事故のないように人身事故等がないようにこれは努めなければならない、管理者としてそういう考えでおります。値段については、努力はいたすという課長の考えと同じであります。

以上です。

○委員長（清水孝夫君）

浅利委員。

○浅利直志委員

実態的に自由通路のエレベーターの場合、二十四時間監視しているんだというけれども、二十四時間汽車が通っているわけでもないわけでありまして、また、通路を上っていく立派な階段そのものもあるわけでありまして、二十四時間

の料金だということで、はい、百二十万円だよというようなことではなくて、そこを弾力的に使われない時間帯があって、何らおかしくないんだと思いますよ。上っていく階段があるんですもの、立派な。ですから、いずれにしても前例踏襲で、契約をやることがないように、中身を精査して、安全に運用していただきたいということでございます。

先ほど、このエレベーターについては要望事項にしておきたいと思いますので、先ほど防災無線のことを私お聞きしたんですけれども、時報については協議して、統一の方向でやってほしいと思うんですけれども、もう一点だけ。

この間、例えば商工会さんの防災無線って、いわゆる売買にかかわる情報というのを防災無線の趣旨としてやるというのは本旨から外れることになるんじゃないかというふうに思うわけでございます。それで、最近でいけば商工会さんでプレミアつきの商品券の販売というのをたしか私の記憶では五、六回も放送をした記憶があるんですけれども、その利用のあり方についても、それから、私のところに届いている苦情では「交通安全の毎日何だかテープで流しているような録音、ああいう誠意のないのはやめてくれと。うるさいじゃ」というような、「気をつけるのは気をつけますから」というような話もあるので、時報のこととともに、運用の基本について、そこで利用協議会ですか、話し合っていたきたいというふうに思っておりますけれども、その辺についてはどうお考えでしょうか。

○委員長（清水孝夫君）

総務課長。

○総務課長（三上 治君）

防災無線については、町で電波許可を受けているもの、それから利用協議会で電波の許可を受けているもの、この二種類ございます。利用協議会については、商工会、農協さんと入っております。

それで、浅利委員の質問でございますが、プレミアムの商品券でございますが、これは町の方でも三百万円ほど補助して地域活性化という意味で周知等を行って行きました。それから、交通安全については、これは毎日毎日、安全安心、交通事故等についてはこれらの啓発等を行っていかねばなりません。ただ、その無線等についても、そういう回数等が多いとかの苦情等がございますので、その辺も今後九月の秋の全国交通安全運動に向けて、回数等を検討してまいりたいと思います。

以上です。

○委員長（清水孝夫君）

ほかに質疑はありませんか。（「なし」の声あり）これで質疑を終結いたします。

これから議案第五十九号を採決いたします。本案について認定することにご異議ありませんか。

〔「異議あり」「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○委員長（清水孝夫君）

異議がありますので、討論を行います。

まず、原案に反対する者の発言を許します。浅利委員。

○浅利直志委員

もうちょっと審議をすべきだなというふうに私は思います。

確かに支出してしまったことをごさいますけれども、私は、認定に賛成できないというのは、ひとつは、いわゆる文化スポーツ施設の値上げに踏み込んだ予算であるということ、それから、これは年金から住民税も取るというようなシステムをつくるのに、一千万円もかけているという、こういうことをやる。業者を儲けさせるだけだというふうに思います。

あるいはまた、核燃サイクル事業二千六百八十万円ほど支出しておりますけれども、これも核燃に依存する財政運営というようなことで、賛成できないので、本決算の認定に同意できません。

○委員長（清水孝夫君）

次に、原案に賛成する者の発言を許します。（「なし」の声あり）これで討論を終結いたします。

これから議案第五十九号を採決いたします。本案について賛成の方は起立願います。

〔賛成者起立〕

○委員長（清水孝夫君）

起立多数であります。よって、本案は認定すべきものと決定いたしました。

昼食のため休憩いたします。

再開時刻は午後一時十五分といたします。

休 憩 午後〇時 四分

再 開 午後一時十五分

○委員長（清水孝夫君）

開会前に報告事項がありますので、事務局から報告させます。

○事務局長（奈良岡信彦君）

十三番野呂日出男委員が、午後病院に通院のため欠席する旨の届出がございましたので、ご報告申し上げます。

○委員長（清水孝夫君）

皆さんちょっと暑いので、上着を脱いで結構です。

休憩前に引き続き会議を開きます。

次に、議案第六十号平成二十年度藤崎町国民健康保険（事業勘定）特別会計歳入歳出決算の認定を求めるの件を議題といたします。

決算の説明を求めます。住民課長。

○住民課長（浅利勇蔵君）

それでは、議案第六十号平成二十年度藤崎町国民健康保険（事業勘定）特別会計歳入歳出決算状況について、その概要をご説明いたします。

まずは歳入をご説明いたします。

百九十六ページをお開き願います。

第一款の国民健康保険税は一般被保険者及び退職被保険者等に係るもので、現年課税分の調定額に対する収入割合は基礎分が八八・八％、後期高齢者支援金等分が八九％、介護納付金が八八・三％となり、滞納繰越分は基礎分が一三・七％、介護納付金分が一四・七％となったものであり、全体収入済額は四億五千四百四十万九千円余りとなったものであります。

第三款の国庫支出金、第四款療養給付費交付金、第五款前期高齢者交付金、第六款県支出金は、療養給付費等の実績並びに交付基準によるものであり、国庫支出金は六億三百五万六千円余り、百九十八ページの療養給付費交付金は一億九百二十九万一千円余り、前期高齢者交付金は二億八千七百二十万一千円余り、県支出金は一億一千七十九万七千円余りとなったものであります。

二百ページの第七款共同事業交付金は高額医療の給付事業に係る基準計算によるものであり、収入済額は一億六千七百七十二万三千円余りとなったものであります。

第八款財産収入は、国保財政調整基金積立金利子であり、収入済額が三十四万四千円余りとなったものであります。

第九款繰入金は、保険基盤安定繰入金、職員給与費等繰入金、助産費等繰入金、財政安定化支援事業繰入金及び特定健診等繰入金の繰出基準に基づき一般会計からの繰り入れしたものであり、国保財政調整基金繰入金は、財源不足を

補てんするための基金から繰り入れしたものであり、繰入金総額が一億七千七百四十二万一千円余りとなったものであります。

第十款繰越金は、前年度からの繰越金であり、一千四百五十二万一千円余りとなったものであります。

次に、歳出をご説明いたします。

二百十ページの第一款総務費は、人件費等の経常経費及び被保険者証のカード化に伴う国保システム改修業務委託料等であり、支出済額は三千五十九万八千円余りとなったものであります。

二百十二ページの第二款保険給付費は、療養諸費、高額療養費、出産育児諸費及び葬祭費等の実績によるものであり、支出済額が十一億九千四百七十三万七千円余りとなったものであります。

二百十六ページの第三款後期高齢者支援金は、ゼロ歳から七十四歳までの方々が後期高齢者医療費の一部として支援するものであり、支出済額が二億三千百十二万七千円余りとなったものであります。

第四款前期高齢者納付金は、六十五歳以上七十五歳未満の前期高齢者の加入率により三十一万一千円余りを支払基金へ納付したものであります。

第五款老人保健拠出金、第六款介護納付金、第七款共同事業拠出金は基準計算によるものであり、老人保健拠出金は老人医療費に対し、拠出したもので四千六百九十八万三千円余りを拠出したものであります。介護納付金は、四十歳以上六十五歳未満の介護保険の第二号被保険者が介護費用の負担分として一億二千十三万二千円余りを支払基金へ納付したものであります。共同事業拠出金は国保連が事業主体となり、高額な医療費に対応するため、単年度で財政負担することのないよう共同事業で対応するための拠出金として二億一千百三十九万九千円余りを拠出したものであります。

二百十八ページの第八款保険事業費は、職員の人件費等の経常経費及び特定健康診査等の業務委託が主なものであり、支出済額が一千九百七十二万六千円となったものであります。

二百二十ページの第九款基金積立金は、国保財政調整基金への積立金であり、次年度以降の財源確保のため、三千五十九万七千円を積み立てしたものであります。

第十一款諸支出金は国保調整交付金の返還金及び一般被保険者への国保税の還付金等であり、支出済額は七千五百八十万円となったものであります。

よって、二百二十四ページの歳入総額が十九億二千四百七十七万三千円余り、

歳出総額が十八億九千三百四十五万七千円余りとなり、歳入歳出差引額は三千百三十一万六千円余りとなったものであります。そのうち、国保財政調整基金へ三千万円を繰り入れし、残り百三十一万六千円余りは翌年度へ繰り越しするものであります。

以上でございます。

○委員長（清水孝夫君）

決算の説明が終わりました。

これから質疑を行います。浅利委員。

○浅利直志委員

歳入にかかわることですけれども、国保の収納。ページ数は百九十七ページでございます。

国民健康保険税、一般の部分でもよろしいんですけれども、収納状況というのはどういうふうになっていらっしゃるんでしょうか。収入済額は八八%ほどだというふうに聞いておるのですけれども、収納状況はどうなっているんでしょうか。

○委員長（清水孝夫君）

税務課長。

○税務課長（泉田裕明君）

はい、お答えいたします。

収納状況はまず国保の一般でございます。基礎現年分でございますが、収入済額が二億八千二百九十四万円九千八百六十六円で、八八・六二%、基礎分の滞納が二千四百三十二万二千四十三円で、一五・五三%でございます。支援の現年分でございますが、八千四百二十七万三千八百一十一円で、八八・七六%、介護の現年分でございます。四千百七十二万七千七百七十二円で、八七・八一%、介護の滞納でございますが、二百十一万八千五百四円で、一四・五三%となっております。これが一応一般の国保税の二十年度でございます。

○委員長（清水孝夫君）

浅利委員。

○浅利直志委員

今まで説明を受けたことを聞きますと、大体そういう状況だけれども、年々国保の分は収納状況が低下しているという状況にあるわけです。

それで、ちょっと私どもに渡された決算審査の意見書の中で、三ページのところにあるんですけれども、資料で、決算審査の意見書、国民健康保険徴収状

況についてというところを見ますと、滞納分の徴収率は一三・八%ですよとなっているんですけども、徴収率は六七・〇%というふうに記載はしてあるんですけども、これは何か全体を見通してこういうことなんでしょうか。かなり低いなと思ったんですけども、これについてはどうでしょうか。

○委員長（清水孝夫君）

税務課長。

○税務課長（泉田裕明君）

お答えいたします。

国保税全般で六七%、うち滞納分が一三・八%という意味でございます。

○委員長（清水孝夫君）

浅利委員。

○浅利直志委員

もうちょっとじゃあいわゆる退職者だとか、そういうのも含めてという意味なんですか、それと繰越分というか、そういうのを含めれば六七%にしかならないですよという、もうちょっと詳しく明らかにしていただきたい。

○委員長（清水孝夫君）

税務課長。

○税務課長（泉田裕明君）

はい、お答えします。

これは一般と退職全部合わせてという意味でございます。その滞納繰越分も同じ意味でございます。

○委員長（清水孝夫君）

ほかに質疑ありませんか。浅利委員。

○浅利直志委員

ページ数でいきますと、二百十五ページでございます。

その中でこれは四項出産育児一時金、これは補正でも上乗せするという予算が提案もされたりしているんですけども、六百四十五万円というのは、何人分に当たっているんでしょうか。

それと、今後の子供の出産状況というのか、その辺は我々一般的には低下傾向だとかいうふうに聞いているんですけども、その辺についてはどういう見通しを持っていらっしゃるんでしょうか。

○委員長（清水孝夫君）

住民課長。

○住民課長（浅利勇蔵君）

お答えいたします。

六百四十五万円の内訳としては、三十五万円の支給者が十三名、それで三十八万円の支給者が五名ということで、合計十八名でございます。

二十一年度につきましては二十二名を予定してございます。以上でございます。

○委員長（清水孝夫君）

浅利委員。

○浅利直志委員

さまざまな子育て支援対策を今政府も自治体も講じているところなんでしょうけれども、いずれにしても国保分は二十名ちょっとぐらいという感じであるわけでありまして。そうしますと、今後二十二名ぐらい見ているということなんですけれども、そういう意味でのいわゆる出産といえますか、そういうのが横ばいがないし、上向いてくるというような見通しはなかなか持ちにくいということなんですか。それとも、社会保険の方が圧倒的に多いような状況だというふうに通常は推測されるんですけれども、国保についての見通しについてはどうでしょう。

○委員長（清水孝夫君）

住民課長。

○住民課長（浅利勇蔵君）

お答えいたします。

過去の経過を見ましても、十七年度は三十名、十八年度は二十八名、十九年度は十五名、二十年度は十八名と、若干ずつ落ちましたけれども、持ち直しているという状況もございますので、二十一年度では二十二名を見込んだものがございます。

今後この対策そのものがいわゆる十月一日から二十三年の三月三十一日までということもございますけれども、一年六カ月の時限措置ということもございますけれども、その後もこれについては検討を加えていくという国の方針もございますので、いわゆる支給額がふえることによって、幾らかは緩和されるんじゃないかなというふうには考えております。今のところでは横ばい状態か、若干上るんじゃないかなという見込みを立てております。

以上でございます。

○委員長（清水孝夫君）

ほかに質疑ありませんか。（「なし」の声あり）これで質疑を終結いたします。

これから議案第六十号を採決いたします。本案について認定することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○委員長（清水孝夫君）

異議なしと認めます。よって、本案は認定するべきものと決定いたしました。

次に、議案第六十一号平成二十年度藤崎町老人保健特別会計歳入歳出決算の認定を求めるの件を議題といたします。

決算の説明を求めます。住民課長。

○住民課長（浅利勇蔵君）

それでは、議案第六十一号平成二十年度藤崎町老人保健特別会計歳入歳出決算の状況についてその概要をご説明いたします。

まずは、歳入をご説明いたします。

二百三十八ページをお開き願います。

第一款の支払基金交付金、第二款国庫支出金、第三款県支出金、第四款繰入金は、医療給付費等の負担割合に基づくものであり、その収入済額は、支払基金交付金が八千六百五十六万二千円余り、国庫支出金が七千六十二万三千円余り、県支出金が一千六百十八万一千円余り、繰入金が一千百四十一万五千円となったものであります。

第五款繰越金は前年度からの繰越金であり、第六款諸収入は第三者納付金及び医療費返納金であり、収入済額が八十七万五千円余りとなったものであります。

次に、歳出をご説明いたします。

二百四十六ページでございます。

第一款医療諸費は、医療給付費等の実績に伴うものであり、支出済額は一億六千四百十二万六千円余り、第二款諸支出金は支払基金交付金の医療費返還金及び一般会計との精算に伴う繰出金であり、支出済額が二千百四十八万八千円余りとなったものであります。

よって、二百四十八ページの歳入総額が一億八千五百六十五万九千円余り、歳出総額が一億八千五百六十一万五千円余りとなり、歳入歳出差引額が四万三千円余りとなったものであり、これは翌年度へ繰り越しするものであります。

以上でございます。

○委員長（清水孝夫君）

決算の説明が終わりました。

これから質疑を行います。（「なし」の声あり）これで質疑を終結いたします。

これから議案第六十一号を採決いたします。本案について認定することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○委員長（清水孝夫君）

異議なしと認めます。よって、本案は認定すべきものと決定いたしました。

次に、議案第六十二号平成二十年度藤崎町後期高齢者医療特別会計歳入歳出決算の認定を求めるの件を議題といたします。

決算の説明を求めます。住民課長。

○住民課長（浅利勇蔵君）

それでは、議案第六十二号平成二十年度藤崎町後期高齢者医療特別会計歳入歳出決算の状況についてその概要をご説明いたします。

まずは、歳入をご説明いたします。

二百六十二ページをお開き願います。

第一款後期高齢者医療保険料は、特別徴収及び普通徴収からなるもので、調定額に対する収入割合は特別徴収保険料では一〇〇%であります。普通徴収保険料は九八・五%となったものであり、全体収入済額が六千四百五十万七千円余りとなったものであります。

第三款繰入金は、後期高齢者医療に係る町職員給与費等に係るもの及び広域連合の職員給与費等に係る共通経費に対する事務費繰入金であり、収入済額が二千二百四十五万一千円余りとなったものであり、保険基盤安定繰入金は保険料の軽減額に対する公費負担分であり、収入済額が三千八百八十六万三千円余りとなったものであり、療養給付費繰入金は広域連合で給付する後期高齢者療養給付費に係る町負担分であり、収入済額が一億二千四百七十七万二千円余りとなったものであり、いずれも一般会計からの繰入金であり、繰入金の収入済額の総額は一億八千六百八万八千円余りとなったものであります。

二百六十四ページの第六款国庫支出金は、被用者保険の扶養者の保険料軽減措置、均等割の八・五割軽減及び所得割五〇%の軽減措置等に伴うシステム改修経費に係る国庫補助金であり、収入済額が二百五十三万円余りとなったものであります。

第七款後期高齢者広域連合支出金は、保険料軽減に伴う広報経費に係る後期高齢者医療制度特別対策補助金及び保険料の口座振替の選択制導入に伴う周知を図るための経費に係る後期高齢者医療制度円滑運営臨時特例補助金等であり、収入済額が二十万四千円余りとなったものであります。

次に、歳出をご説明いたします。

二百七十ページの第一款総務費は、町職員の人件費の経常経費及び被用者保険の扶養者の保険料軽減措置、均等割の八・五割軽減及び所得割五〇％軽減措置等に係るシステム改修業務委託料であり、支出済額は一千八百四十二万六千円余りとなったものであります。

二百七十二ページの第二款後期高齢者医療広域連合負担金は、保険料及び保険料軽減額の保険基盤安定額に係る保険料等負担金の支出済額で、一億百八十九万六千円余りとなったものであり、広域連合事務費負担金は広域連合職員の給与費等に係る共通経緯の町負担分であり、支出済額が六百五十五万六千円となったものであります。療養給付費負担金は広域連合で給付する療養給付費等に係る町負担分として一億二千四百七十七万二千円余りとなったものであり、これらの負担金はいずれも広域連合に支払ったものであり、支出済額は二億三千三百二十二万四千円余りとなったものであります。

よって、二百七十四ページの歳入総額が二億五千三百三十三万二千円余り、歳出総額が二億五千百六十五万一千円余りとなり、歳入歳出差引額は百六十八万一千円余りとなったものであり、これは翌年度へ繰り越しするものであります。

以上でございます。

○委員長（清水孝夫君）

決算の説明が終わりました。

これから質疑を行います。浅利委員。

○委員長（清水孝夫君）

浅利委員。

○浅利直志委員

後期高齢者医療制度を別枠にするということで、批判もかなりあった制度でありますけれども、この後期高齢者医療システムを改修するために、ページ数でいきますと、二百七十一ページあたり、二百五十三万円ほど支出されておるわけです。国庫支出金として同程度で補てんされているというようなことなんですけれども、そもそも軽減措置をやるための改修費ではないかなと思うんで

すけれども、この軽減措置をやる、いつまでかというと、あと何年後にまた変わるんだとか、そういうこれからの見通しについてはどういうふうな見通しを持っていらっしゃるんですか。軽減措置の内容も含めてわかっていたら説明願いたいと思います。

○委員長（清水孝夫君）

住民課長。

○住民課長（浅利勇蔵君）

お答えいたします。

平成二十年度におきましては八・五割軽減、所得割五〇％軽減を行いましたけれども、それに伴って、平成二十一年度ベースでは、やはり八・五割から九割軽減まで進んでございます。所得割については、なおかつ五〇％ということでございます。

それと、一部負担金等についても一割という形で凍結状態にありますけれども、見通しとしては、今のところでは一年間という限定つきのものでありますから、今後二十二年度以降についてはまだ先が見えないという状況でございます。

以上でございます。

○委員長（清水孝夫君）

ほかに質疑ありませんか。（「なし」の声あり）これで質疑を終結いたします。

これから議案第六十二号を採決いたします。本案について認定することにご異議ありませんか。

〔「異議あり」「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○委員長（清水孝夫君）

異議がありますので、討論を行います。

まず、原案に反対する者の発言を許します。浅利委員。

○浅利直志委員

詳しくは本会議でやりたいと思うんですけれども、七十五歳以上を別会計にしてやるという制度そのものがやっぱり高齢者の医療制度を別枠にして切り離していくということ自体に、当初はさまざまな負担の軽減措置をとっておりますけれども、医療費の負担増、被保険者の七十五歳以上の保険者の負担増が明らかになる制度であり、また、医療の内容そのものも制限されるという内容も含んでおりますので、本後期高齢者医療会計について認定に同意できません。

○委員長（清水孝夫君）

次に、原案に賛成する者の発言を許します。（「なし」の声あり）これで討論を終結いたします。

これから議案第六十二号を採決いたします。本案について賛成の方は起立願います。

〔賛成者起立〕

○委員長（清水孝夫君）

起立多数であります。よって、本案は認定すべきものと決定いたしました。

次に、議案第六十三号平成二十年度藤崎町介護保険（事業勘定）特別会計歳入歳出決算の認定を求めるの件を議題といたします。

決算の説明を求めます。福祉課長。

○福祉課長（高木 博君）

二百七十七ページをお開きください。

議案第六十三号平成二十年度藤崎町介護保険（事業勘定）特別会計歳入歳出決算の認定を求めるの件についてご説明します。

三百十四ページをお開きください。

実質収支に関する調書で説明しますが、金額は千円単位までの説明といたします。

平成二十年度の決算歳入総額十五億七千五百四十六万三千元となっております。歳出総額は十五億五千七十六万五千元で、歳入歳出差引額二千四百六十九万七千元となります。実質収支額も同様であります。そのうちの地方自治法の規定により、二分の一以上の一千二百三十九万円を介護保険財政調整基金へ積み立てし、残りの一千二百三十万七千元は翌年度へ繰り越しするものであります。この剰余金の発生は町内にある療養型の廃止によって、保険給付費が減ったのと、介護給付費等の負担金の実績以上に超過交付されたことによるものであります。

それでは、二百八十八ページに戻ってもらって、歳入から順次ご説明します。歳入の金額については収入済額をご説明します。

まず、歳入の第一款保険料総額の調定額二億七千六十三万二千元に対し、収入済額二億五千九百七十六万八千元の収納率は九五・九九％となっており、対前年度に比べ〇・二三％低くなっております。現年度分だけの収納率を見ると九八・五七％と、対前年度と比べほぼ横ばい状態であります。それから、滞納額ですが、五月末現在で七百八十五万四千元と、昨年と比べややふえており、これ以上滞納額をふやさないためにも収納担当課と連携をとりながら介護保険

事業の運営に支障を来たさないよう収納確保に努めてまいります。それから、不納欠損額三百一十万円となっており、これは二年の時効によるもの、それから死亡された方や生活保護へ移行された方の七十件分を処分したものでございます。

それから、第三款国庫支出金の三億八千七百五十五万円は介護給付費等の交付基準によるもの、それから高齢者や所得の割合などによる調整交付金及び介護報酬改正により、保険料の上昇分を補てんするための介護従事者処遇改善臨時特定交付金などが主なものであります。

次に、二百九十ページの第四款支払基金の四億四千二百八万六千円、及び第五款県支出金の二億一千二百二十三万六千円は、介護給付費等の交付基準によるものであります。

二百九十二ページの第七款繰入金の二億六千八百九万八千円は介護給付費等の実績に基づく町負担分と職員人件費並びに財政調整基金からの繰入金であります。

二百九十四ページの第九款諸収入の五百七十万四千円は、要支援に認定された方の介護予防サービス計画の作成料が主なものであります。

次に、歳出についてご説明します。三百ページをお開きください。

第一款総務費総額七千四百一十万円は、介護認定調査費等の経費、介護報酬改定に伴うシステム改修業務の費用及び職員人件費等に係る経費が主なものであります。

次に、三百四ページの第二款保険給付費総額十四億一千二百二十六万四千円は、前年度比〇・四％と若干減っておりますが、今後も引き続き予防事業初め関係部署と連携をとりながら健康づくり事業にも取り組んで、介護給付費の抑制に努めてまいりたいと。

第三款地域支援事業の総額一千八百二十二万八千円は、非該当と認定された方や生活機能が低下していて、介護を必要とするおそれのある高齢者に対し、予防事業等を行う経費が主なものであります。この事業は地域包括支援センターが中心になって対象者個々の予防プランの作成、その状況に応じて必要な援助を行うよう努めているところであります。

次に、三百八ページの第四款財政安定化基金拠出金の百三十一万六千円は、介護保険料の不足時に借り入れ財源を確保しておくための拠出金であり、三百十ページの第五款基金積立金の二目介護従事者処遇改善臨時特例交付金積立金一千百六万四千円は保険料の上昇を抑えるための財源に積み立てしておくもの

であります。

第六款公債費二千七百九十六万六千円は、青森県財政安定化基金への貸付償還金であり、二十年度をもって償還終了しております。

第七款諸支出金一項二目の償還金六百八十七万七千円は、国庫支出金負担金等の超過交付分を返還したものであります。

以上、概要説明を終わります。

○委員長（清水孝夫君）

決算の説明が終わりました。

これから質疑を行います。（「なし」の声あり）質疑なしと認めます。

これから議案第六十三号を採決いたします。本案について認定することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○委員長（清水孝夫君）

異議なしと認めます。よって、本案は認定すべきものと決定いたしました。

これをもって本日の日程は終了いたしました。

本日はこれにて散会いたします。

大変ご苦労さまでした。

散 会 午後二時四十一分